

福岡県公報

平成20年8月22日
第2864号

目次

告示(第1379号 - 第1394号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	8
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	8

公 告

平成20年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災課)	8
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
公安委員会			
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	12
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	13
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	13
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	13
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	13
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	13
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	14
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	14
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	14
道路交通安全法第51条の8第1項の規定による確認事務の委託	(警察本部駐車対策課)	14

正 誤

都市計画の変更(平成20年8月福岡県告示第1289号)中正誤.....15

告 示

福岡県告示第1379号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
直介140	直方在宅診療所	直方市須崎町16 - 18山城ビル2 F	20・7・1	訪看・居管・予訪看・予居管
田介166	医療法人中山内科消化器科医院	田川市大字川宮1478 - 8	20・8・1	訪看・予訪看
飯居237	デイサービスセンターあいあい川津	飯塚市川津193 - 1	20・7・1	通介・予通介
田居149	介護ステーションゆうき	田川市魚町8 - 10	20・7・1	訪介・予訪介
嘉麻居78	ヘルパーステーションちやい夢	嘉麻市岩崎1152 - 10	20・8・1	訪介・予訪介
行居66	新田原デイサービス	行橋市大字東徳永339 - 1	20・8・1	通介・予通介
行居65	ケアアシスト逢	行橋市大字大野井899 - 3	20・8・1	訪介・予訪介
筑紫地居23	デイサービス明日	筑紫郡那珂川町後野4丁目10 - 5	20・7・1	通介・予通介
粕居69	デイサービスセンターライフケア宇美	糟屋郡宇美町大字井野414 - 1	20・7・1	通介・予通介
糸島支2	たからんたま志摩ケアプランサービス	糸島郡志摩町大字師吉819 - 1	20・7・1	居支
田川支76	千里ケアプランサービス	田川郡香春町大字中津原2296 - 2	20・6・1	居支

京居100	ヘルパーステーションなごみ	京都郡みやこ町犀川花熊967	20・7・1	訪介・予訪介
大居174	小規模多機能ホーム槐	大牟田市三里町1丁目4 - 4	20・8・1	小居・予小居
大居175	小規模多機能施設くぶき	大牟田市大字久福木398	20・8・1	小居・予小居
朝倉居40	きらく荘小規模多機能ホーム	朝倉市城867	20・8・1	小居・予小居
中居48	希望の郷なかま	中間市朝霧3丁目10 - 15	20・7・1	認共・予認共
福津居8	津屋崎園短期入所生活介護サービス	福津市奴山1174	20・6・1	短生・予短生

福岡県告示第1380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
み支19	みやま市社会福祉協議会 指定居宅介護支援高田事業所	みやま市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1

み居34	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定通所介護・指定介護予防通所介護山川事業所	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定通所介護・指定介護予防通所介護事業所	みやま市山川町立山1234 - 1	20・7・1
み居36	みやま市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護高田事業所	みやま市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1
み居37	みやま市社会福祉協議会指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護高田事業所	みやま市社会福祉協議会指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護事業所	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京支39	苅田町地域包括支援センター	京都府苅田町幸町6 - 91	京都府苅田町富久町1丁目19 - 1	20・7・14
大支21	天光園ケアプランサービスセンター	大牟田市大字宮崎1695 - 2	大牟田市大字橘字原の前1494 - 1	20・7・26
田居22	扇訪問介護ステーション	田川市大字伊田4933 - 1	田川市寿町3362 - 1	20・8・1
小支10	アップルハート小郡ケアセンター	小郡市祇園2丁目2 - 7	小郡市稲吉1350 - 10	20・7・24
み支19	みやま市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	みやま市高田町今福314 - 1	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1

み居36	みやま市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所	みやま市高田町今福314 - 1	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1
み居37	みやま市社会福祉協議会指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護事業所	みやま市高田町今福314 - 1	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・7・1

福岡県告示第1381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
行居15	行橋記念病院ホームヘルパーステーション	行橋市北泉3丁目9 - 1	20・9・30
前支13	こりんケアプランサービス	前原市大字神在1051 - 1	20・6・30
福支5	第二志摩園ふれあいケアプランサービス	糸島郡志摩町大字初1 - 1 志摩町総合保健福祉センター	20・6・30
福支6	志摩園ケアプランサービス	糸島郡志摩町大字久家2527 - 2 老人デイサービスセンター	20・6・30

み支17	みやま市社会福祉協議会 指定居宅介護支援山川 事業所	みやま市山川町立山1234 - 1	20・6・30
み支18	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会 指定居宅 介護支援瀬高事業所	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・6・30
み居33	みやま市社会福祉協議会 指定訪問介護・指定介 護予防訪問介護山川事業 所	みやま市山川町立山1234 - 1	20・6・30
み居35	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定訪問介 護事業・指定介護予防 訪問介護事業所	みやま市瀬高町下庄801 - 1	20・6・30

福岡県告示第1382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生184	元山医院	飯塚市川津206 - 1	20・2・29

福岡県告示第1383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生歯63	パール歯科	直方市大字感田字湯ノ 浦1715 - 1	直方市湯野原2丁目1 番1号イオンモール直 方1F	19・10・1

福岡県告示第1384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生140	直方在宅診療所	直方市須崎町16 - 18	20・7・1
粕生歯31	セントラル歯科医院	糟屋郡志免町志免中央2丁目4 番6号	20・7・1
大野生歯76	さくら歯科医院	大野城市川久保1丁目12 - 10	20・7・18
大生歯189	よしだ歯科	大牟田市大字倉永35 - 3	20・7・1
遠生歯86	医療法人 嘉村整形外科 ・歯科医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀649 - 1	20・7・1
行生歯74	斉藤歯科医院	行橋市大字道場寺1502 - 1 秋 満ビル2F	20・7・22
筑生薬47	ピュア筑後調剤薬局	筑後市大字和泉585 - 1	20・4・1
み生薬22	東山薬局	みやま市瀬高町長田805 - 1	20・7・1

福岡県告示第1385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生歯29	セントラル歯科医院	糟屋郡志免町志免中央2丁目4-6	20・6・30
大野生歯69	さくら歯科医院	大野城市川久保1丁目12-10	20・7・17
遠生歯57	かむら歯科医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀649-1	20・6・30
み生薬14	東山薬局	みやま市瀬高町長田805-1	20・7・1

福岡県告示第1386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
遠生131	医療法人嘉村整形外科医院	医療法人嘉村整形外科・歯科医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀649-1	20・7・1
行生62	高城医院	高城循環器科内科医院	行橋市大橋3丁目3-13	20・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生歯165	こくぶ歯科	糟屋郡篠栗町大字高田字流田653-1	糟屋郡篠栗町大字高田字流田659-3	20・7・7
八女生歯49	医療法人にして歯科医院	八女市馬場360-1	八女市本村132番地12	20・7・1
福津生薬20	サン薬局福岡店	福津市中央6丁目3928-5	福津市中央6丁目25-1	20・7・1

福岡県告示第1387号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生柔50	清水一寛(おおむたシャキットステーション整骨院)	大牟田市久保田町1丁目4番	20・7・1
飯生柔33	山下智範(あすなる鍼灸整骨院)	飯塚市楽市475-1	20・7・1
飯生柔34	田中勝(あすなる鍼灸整骨院)	飯塚市楽市475-1	20・7・1
像生柔28	井上弘史(あさひ整骨院)	宗像市吉留3639-1	20・7・1
前生柔20	松尾順人(まえばる駅前整骨院)	前原市前原中央2丁目1-21-1F	20・8・1

朝生柔3	田中太一（よね整骨院）	朝倉郡筑前町依井364 - 12	20・8・1
------	-------------	------------------	--------

福岡県告示第1388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生柔45	渡邊 賢（おおむたシャキットステーション整骨院）	大牟田市久保田町1丁目4	20・6・30
飯生柔29	上中康央（あすなる鍼灸整骨院）	飯塚市楽市475 - 1	20・7・1
八女生柔11	稲員修司（千手整骨院）	八女市酒井田161 - 1	20・6・28
像生柔22	時枝正和（あさひ整骨院）	宗像市吉留3639 - 1	20・6・30

福岡県告示第1389号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州スポーツクラブACE

(2) 代表者の氏名

上村 英樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区西本町一丁目9番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを楽しむことを原点に、「心身の健康を保つこと」「自分を表現すること」「競技力を高めること」など様々な目的を持つ人々が集う地域スポーツクラブを設立し、スポーツを楽しむことをはじめ、競技スポーツ選手の育成・支援、質の高い指導や親睦・交流の場の提供などに取り組む。また、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境づくりに貢献し、より豊かなスポーツライフの実現とスポーツの振興に寄与するとともに、他のスポーツ関係団体はもとより、学校や地域との連携を図り、スポーツを通じた青少年の健全育成に取り組むものとする。

福岡県告示第1390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サンリブシティ古賀
 (2) 所在地 福岡県古賀市天神二丁目1250番地 8 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	1,348	福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	1,450

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	194	福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	194

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	1,047.0	福岡県古賀市天神二丁目 1250番地 8 外	1,047.7

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の 出入口位置	出入口数	駐車場の自動車の 出入口位置
4	福岡県古賀市天神二丁目1250 番地 8 外	5	福岡県古賀市天神二丁目1250 番地 8 外

福岡県告示第1391号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年8月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サンリブシティ古賀
 (2) 所在地 福岡県古賀市天神二丁目1250番地 8 外

3 当該大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
岡部機械工業株式会社 代表取締役 岡部 繁正	岡部機械工業株式会社 代表取締役 岡部 繁康

福岡県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

豊前	県道	山吉内富線	前	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方740番1先まで	4.0 ～ 10.0	880.4
			前	同上	4.4 ～ 22.0	1,144.1
			後	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,173.4
			後	同上	4.4 ～ 45.0	1,423.1

福岡県告示第1393号

次に掲げる病院は、平成20年7月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841

福岡県告示第1394号

椿市土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
中村新策	行橋市大字常松112番地1

公 告

公告

平成20年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者（ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。）

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等の関係法令に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点

エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類及び指定区分）
消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成20年10月14日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	筑豊地区 直方・鞍手広域消防本部	宮若市宮田16-1
平成20年10月15日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年10月21日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1 丁目3-3
平成20年10月22日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成20年10月23日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成20年11月12日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成20年11月13日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年11月14日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年11月18日 (火曜日)	特殊消防用設備 甲特類	同 上	同 上
平成20年11月18日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成20年11月19日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成20年11月5日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米地域職業訓練セン ター	久留米市東合川5丁目 9-10
平成20年11月6日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年11月7日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成20年12月1日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 北九州市庁舎大集会室	北九州市小倉北区城内 1-1
平成20年12月2日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成20年12月3日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年12月4日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成20年12月5日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

講習の時間は、各日とも午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

- (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成20年8月25日（月）から交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成20年9月1日（月）から平成20年10月3日（金）までの間、郵送による場合は平成20年10月3日（金）までの消印のあるもの限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 受講手続その他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092 - 722 - 1265）に対して行うこと。

公告

温泉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正について、次のとおり意見を募集します。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成20年8月22日から平成20年9月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
反則切符印刷 34,000冊
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年10月10日（金）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年9月4日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
03	02	活版印刷	A A、A
03	04	製本	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成20年8月22日（金）から平成20年9月1日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成20年8月22日（金）から平成20年9月1日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年9月4日（木）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成20年9月5日（金）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付

が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県中央警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県中央警察署長 徳 増 幸 雄

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社コアズ
- (2) 主たる事務所の所在地
名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
福岡県中央警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県早良警察署告示第3号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県早良警察署長 長 隆 博

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県早良警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県南警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県南警察署長 石 原 英 治

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県南警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県博多警察署告示第2号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県博多警察署長 安 達 謙 一 朗

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県博多警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県東警察署告示第3号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県東警察署長 中 村 隆 一

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県東警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県筑紫野警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県筑紫野警察署長 白石 幸一

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県筑紫野警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県小倉北警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県小倉北警察署長 西 美典

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県小倉北警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県八幡西警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県八幡西警察署長 末本 博

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県八幡西警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

福岡県門司警察署告示第1号

道路交通法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年8月22日

福岡県門司警察署長 信 濃 憲 司

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦1丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県門司警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年10月1日から平成23年10月31日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・8・4	2856	告 示	1289	3			17		東郷駅丸線	東郷駅裏丸線

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています